

住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は命を守るための大切な機器です。「いざ」という時に作動しなければ意味がありません。

そこで、住宅用火災警報器の点検方法や住宅用火災警報器が鳴った場合の対処法を紹介します。



深川消防署妹背牛支署

①警報音が鳴った場合は？

- 火災の場合・・・周りの人に大声で知らせ、119番通報をしましょう。可能であれば初期消火を行って下さい。
- 火災ではない場合・・・タバコの煙や調理中の湯気で警報音が鳴る場合があります。警報音停止ボタンを押す（ひもを引く）か室内を換気すると警報音が止まります。それでも警報音が止まらない場合は、メーカーに問い合わせして下さい。

②住宅用火災警報器の維持管理

- 住宅用火災警報器が汚れていたら・・・住宅用火災警報器にホコリが付くと煙などを感知しにくくなります。乾いた布で拭き取りましょう。
 - 定期的に作動点検をしましょう・・・住宅用火災警報器本体に付いているボタンを押す（ひもを引く）と作動点検を行うことができます。なお、メーカーや機種によって点検方法が異なることがありますので、取扱説明書を確認してから点検をしましょう。
 - 電池の交換時期・・・電池タイプの住宅用火災警報器は電池が切れそうになった時に音や光で知らせてくれる機能を有しています。忘れずに電池交換をするか、新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。
- 住宅用火災警報器の設置がまだ済んでいない世帯は、すでに設置義務化となっていますので、早期に購入・設置をして下さい。
- また、設置をしていて設置届出書を消防へ提出されていない方は提出してください。

令和5年度自衛官募集案内 【お問い合わせ先】 自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊 TEL0166 - 55 - 0100

資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

受付期間

年間を通じて受付を行っております。

試験期日

6月11日（日）・12日（月）のいずれか1日

試験会場

陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

妹背牛駐在所よりお知らせ

【法改正】自転車にはヘルメットを！

- ・年齢問わず、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務となりました。
- ・大人の方は自ら着用し、子どもたちの模範となるようにお願いします。
- ・保護者の方は、お子様へのヘルメット着用の指導をお願いします。

自転車事故に注意！

- ・町内で高齢者による自転車運転中の転倒事故が発生しております。
- ・頭部をアスファルトに打ちつけていたら大事故になるところでした。
- ・停止する際の足下や、強風時には十分ご注意を！

悪質セールスには気をつけて！

- ・「査定するだけ、1個だけでも…」「あなたの健康をサポートさせてほしい…」などの悪質セールスの電話は言葉巧みです。
- ・必要ないものは最初からきっぱり断りましょう。

適切な時期の夏タイヤへの交換を！

- ・スタッドレスタイヤは舗装路面でグリップが低下。制動距離が伸びたりする可能性があります。
- ・適切な時期に夏タイヤへ交換し、空気圧の確認も忘れずに。
- ・タイヤ交換中の作業事故、走行中のタイヤ脱落事故にも要注意。

深川警察署妹背牛駐在所

こんなときは国民年金の手続きが必要です！

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。第1号被保険者は自営業や学生、第2号被保険者は厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員、第3号被保険者は第2号被保険者に扶養されている配偶者（一定の収入の超えない方）の3つに区分されています。

ご本人や配偶者の就職、転職、結婚などで国民年金の種別が変わることがあり、下記の表のように種別変更などの手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きをしてください。

こんなとき	被保険者の区分	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号	勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	役場または年金事務所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	役場
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第3号→第1号	役場

【お問合せ先】 役場住民課住民グループ TEL0164-32-2031（直通）

お口の健診のお知らせ

妹背牛町では5月1日から、後期高齢者医療の被保険者を対象にした歯科健診（お口の健康チェック）を町内の歯科医院で実施しています。

89歳までの対象者には4月末に案内文を郵送していますが、**90歳以上**の被保険者で健診を希望される方は**保健センター**までご連絡ください。

実施場所 杉澤歯科クリニック 定岡歯科医院

実施期間 ~令和6年3月31日まで

問い合わせ 保健センター TEL32-2412

【早期注意情報】を活用した事前の備え

気象台では、大雨・大雪・暴風（暴風雪）・波浪・高潮で警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表しています。

警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを示す[高]だけでなく、[高]ほど高くないが可能性が一定程度認められることを示す[中]も発表しています。

旅行計画や行事予定、屋外での作業の参考に早期注意情報をご利用ください。

札幌管区気象台 地域防災推進課（TEL011-611-6149）



石狩・空知・後志地方の早期注意情報

札幌国税局が税務職員を募集

1. 受験資格

令和5年4月1日に高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方か、令和6年3月までに卒業する見込みの方

2. 申込受付期間（インターネット）

6月19日（月）～6月28日（水）（受信有効）
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

3. お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課採用担当（TEL 011-231-5011）
 または最寄りの税務署（総務課）

戸籍の窓

4月16日～5月15日 届け出分

お悔やみ

申し上げます

ご厚志ありがとうございます

ございました

妹背牛町社会福祉協議会

小鍛治 佳之 様（深川市）

伯母 松本 幸子氏 死去に際して

中澤 春男 様（1区）

妻 中澤 眞利子氏 死去に際して

安永 誠二 様（8区）

母 安永 美代子氏 死去に際して

松本 幸子さん 4月18日 79歳

中澤 眞利子さん 5月3日 73歳

安永 美代子さん 5月10日 101歳